

◎不正行為が判明した下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：有限会社山末建設
業 者 の 住 所：大分県宇佐市大字下高1724
2. 指名停止措置期間：令和6年8月9日 ～ 令和6年9月8日
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、有限会社山末建設及び同社従業員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で、令和2年2月22日に中津簡易裁判所より、罰金刑を受けたものである。
また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和6年7月10日に大分県知事より指示処分を受けたものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる有限会社山末建設及び同社従業員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

＜措置要領別表第2＞

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 角 英幸（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）